

# 寄附金等申込書（青洲基金）

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申込者

ふりがな

氏名又は名称

住 所 〒           —

電話番号

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

寄附金等	<input type="checkbox"/> 寄附金（現金）	金	_____	円
	<input type="checkbox"/> 有価証券	金	_____	円（申込み時点の参考時価）
	銘柄等の名称			
	数量			
	取得日（日本標準時）			
	取得価額等（明らかな場合に御記入ください。）			
	備考			
	<input type="checkbox"/> 動産（寄附金を除く。）	<input type="checkbox"/> 不動産		
	動産・不動産の名称等 （具体的に御記入ください。）			
	申込時点の参考時価		金	_____
取得日（日本標準時）				
取得価額等（明らかな場合に御記入ください。）				
備考				



(注意事項)

1 個人情報の取扱いについて

申出者の氏名、住所及び電話番号については、寄附金等の受入手続の目的で利用するものであり、この目的以外の目的で本人の同意なく利用し、又は第三者へ提供することはありません。

2 寄附金受入情報のホームページでの公表について

和歌山県立医科大学では、御寄附いただいた皆様への謝意を表すとともに、大学の資金状況について、社会に対して透明性を確保するため、寄附者名、寄附者の区分、寄附金額及び受入年月日を大学ホームページで公表させていただきます。ただし、寄附申込時に「寄附者氏名のホームページにおける公表」を承諾いただけなかった場合には、寄附者氏名に限り公表しません。

3 租税特別措置法第40条第1項後段に係る注意事項

(1) 非課税承認の申請者は、原則として寄附者本人です。

(2) 申請期限は、原則として寄附の日から4か月以内（その前にその年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合にはその提出期限まで）です。

(3) 承認の可否は税務当局の判断によるものであり、本学が承認を保証するものではありません。

(4) 承認特例の適用を受ける場合は、本学から交付される基金に係る証明書の写し、合議制の機関の議事録等の写しその他必要書類を、寄附者において承認申請書に添付して提出することになります。

(5) 承認特例の適用を受けた場合は、本学から交付される基金明細書の写しを所轄税務署へ提出する必要があります。

(6) 本申込書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に当たり、寄附を申し込んだ事実を確認できる書類として使用する場合があります。

<提出先>

公立大学法人和歌山県立医科大学 総務課 寄附担当あて

〒641-8509 和歌山市紀三井寺 811 番地 1

電話番号 073-441-0710

メールアドレス [kikin@wakayama-med.ac.jp](mailto:kikin@wakayama-med.ac.jp)